

# ルソーにおける戦争と抑止するもの

——戦争法・国家連合・人民主権——

La guerre et ce qui la retient chez J.-J. Rousseau :  
le droit de la guerre, les confédérations  
et la souveraineté populaire

## 落 合 隆

### 要 旨

本稿は、ルソーの『戦争法の諸原理』や、『サンピエール師の永久平和論抜粋』および『同・批判』を主な対象に、彼の戦争観、戦争を規制する戦争法、国際平和を構築する国家連合の内容を解明し、最後に彼の戦争・平和論のもつ意義を考察する。国家間の合意に基づく戦争法は、戦争を社会契約という国家の一体性を創り保つ関係への攻撃と見て、社会契約を解消した後も在り続ける個人の生命・自由・財産を救出し保障しようとする。また、国家間の合意の積み重ねである国家連合は、同盟国どうしの戦争を違法化して、国際紛争を平和的に解決する道を探ろうとする。このような国家どうしの合意を促すのが、平和を重要な要素とする公共の幸福を求める各国人民の一般意志なのである。ルソーにおいては、戦争を制限しあるいは防止する戦争法や国家連合は、社会契約による抑圧なき市民社会の形成と人民主権の定着に支えられていると言える。

### キーワード

ルソー、サンピエール、戦争法、国家連合、人民主権

## 1. はじめに

人類の間にさまざまな災禍を引き起こしている戦争の本質は何であろうか。どのようにすれば戦争を避けえるだろうか、戦争が起こったならばそ

れを規制できるだろうか。

ルソーは上の問いの重要性を認識し、『社会契約論』の結語で、検討し残した問題として、「万民法 *droits des gens*, 貿易, 戦争法と征服, 公法 *droit public*, 同盟, 交渉, 条約などを含む」(OC, III, p. 470, 全集5巻252頁) 国家の対外諸関係があることを述べる。実際、彼は国家間の戦争と平和に關しては、最終完成を見ず未発表となった『戦争法の諸原理 *Les principes de droit de la guerre*』<sup>1)</sup> や、サンピエール著『永久平和論 *Projet de paix perpétuelle*』の『抜粋 *Extrait*』および『批判 *Jugement*』<sup>2)</sup> で取り組んでいるのである。

これらの著作は、『社会契約論』執筆に前後する時期に書き進められており、とくに『戦争法の諸原理』は、『社会契約論(副題「国法の諸原理 *Les principes de droit politique*)』同様、一部は長年かけて書きためていた未完の大著『政治学概論 *Institutions politiques*』から引かれたか、あるいは『政治学概論』のために書かれたものと推察される。したがって、『社会契約論』およびその第一草稿である『ジュネーヴ草稿』とも内容的に重なる箇所もある。たしかに『戦争法の諸原理』は未完成である。また『抜粋』や『批判』も、ルソー自身の考えを一貫して展開することを目的としてはいない。しかし、やはりそれらの著作には、彼の深い洞察が垣間見えるのである。

それでは、『戦争法の諸原理』や『永久平和論抜粋』『同・批判』を中心に、ルソーの他の著作をも合わせて、冒頭に掲げた問いに対する彼の考察の跡をたどることにしよう。本論では、まず、ルソーの戦争観の特徴を明らかにする。次に、国家のもつ戦争の権利を厳格に枠づける彼の戦争法を検討する。また、彼が、戦争の防止を図って構想する国家連合を検討する。最後に、戦争法や国家連合について、ルソー後の展開も視野に入れながら、現代の私たちにとって彼のもつ意義を改めて考える。

## 2. 戦争観

ヨーロッパでは古来より、戦争 *bellum* を個人間の争いまで含めて広くとらえていた。古代や中世においては、社団や個人に至るまで武装権や自力救済権が広く認められていた。暴力はけっして例外的事態ではなく、国家は暴力の排他的独占者ではなかった。17世紀に入ってもなおヨーロッパでは、個人やさまざまな宗派や社団が武装し、国境を越えて連帯したり争闘したりしていたのであった。

そのような中で、第一に、戦争とは紛争解決の手段ととらえられていた。ローマの法諺では、「権利侵害あるところに司法的解決あり、司法的解決不可能なところに戦争あり」となる。キケローはその『義務について』第1巻第11章で、争いの解決法を2種類に分け、「論議を用いるか、武力を用いるかである」<sup>3)</sup>と述べる。前者の手段が人間固有のものでふさわしく、後者の手段は獣のなすところであり望ましくはないのだが、前者が通用しないとき、やむをえず採用される。「力の手段によって利害の対立を解決しようと試みる」とき生じるのが、広く戦争なのである。これを受けて、グロティウスは『戦争と平和の法』第1巻第5章において、戦争を個人間に起こる「私的な戦争」、公的人格同士の「公的な戦争」、公的人格と個人が対立する「中間的な戦争」に分類した上で、戦争を平和的な司法手続きが行いえない場合における「法的手続き」の1つとする。同じくカントも『永遠平和のために』で、「戦争とは、法に基づいて判決を下すことのできる裁判所のない自然状態において採用される悲しむべき緊急手段」であり、「どちらが正当であるかは、いわゆる神明裁判のように、戦争の結果そのものが決めるのである」<sup>4)</sup>と述べる。

第二に、戦争は正義実現のための手段であった。これは戦争を、「正しい戦争 *justum bellum*」と正しくない戦争とに分類するものでもあった。

初期のキリスト教会では、コンスタンティヌス帝のキリスト教公認以来、皇帝や兵士もキリスト教徒になるに及んで、「戦争への正義 *jus ad bellum*」が論じられるようになっていった。正義を実現するために採られるやむをえざる手段として、戦争はキリスト教の立場からも次第に容認されるようになっていく。アウグスティヌスによれば、戦争はもとより悪であるが、聖書は絶対的に禁止してはいない。神と隣人に対する義務を果たし、平和を確保する目的をもつ限りでのみ、戦争は必要悪として認められると、彼は言う。「知者に正しい戦争を余儀なくするのは、敵対する側の不正義である」<sup>5)</sup>。不正に苦しんでいる他者を見て見ぬふりをするのは、隣人を自分自身のように愛することを命じる神の言葉に反することになる。不正を行う者を押しとどめようとするときに、やむをえず実力を用いることは許される<sup>6)</sup>。ただし、アウグスティヌスは、「正しい理由 *justa causa*」によって始まった戦争においても、その採るべき手段の妥当性つまり「戦争における正義 *jus in bello*」を閲することを忘れていない。アウグスティヌスは、不正を行う者に対して、その不正を止めさせるに足る限度を越えた害敵行為を認めないし、不正を行う者以外を害することを認めない。彼によれば、法律では許される自分の身を守るために相手を殺すことでも、神の前に許されるかどうかは別問題である<sup>7)</sup>。

このアウグスティヌスの議論の上に、後のトマス・アクィナスやヴィトリア、スアレスあるいはルターたちが正戦論を展開することになる。なお、トマスはアウグスティヌスに従いつつ、次の論点を加える。『神学大全』第64問題第7項「自己防衛において人を殺すことは許されるか」および第8項「偶発的に人を殺した者は殺人の咎ありとされるか」において、自分の身を守るという唯一の意図に基づいて行為したが、意図せざる結果として偶然に相手を殺してしまった場合、免責されることもありうる述べる。これらの神学論議も踏まえて、17世紀前半、法学者グロティウスは、

『戦争と平和の法』第2巻第1章において、理性に基づく自然法に正戦論を基礎付け直し、戦争に訴えることが許される正当な理由として、「正当防衛」・「財産返還請求」・「犯罪懲罰」の3つを挙げる。なお正戦論に立つ限り、すべての者は「正」の側を選ばざるをえず、中立は認められないことになる。

以上を前提にルソーを見るならば、彼は、力の行使である戦争が何らかの正義を生み出すとは考えない。彼は事実と権利を峻別する。『社会契約論』第1篇第3章で、いわゆる最強者の権利を否定し、「力は法 / 権利をつくらない *force ne fait pas droit*」(OC, III, p. 355, 全集5巻114頁)と述べる。また、ルソーは正義実現のための手段として戦争があるとも考えていない。彼は、ヨーロッパのキリスト教諸国が、神の嘉する「聖戦」と称して十字軍遠征を行ったことや、新大陸で領土獲得を目指して先住民に仕掛ける戦争を、宣教や文明教化を口実に正当化していることを知っていたであろう。また、ヨーロッパの中で、戦争当事国双方がそれぞれ各自の大義を掲げて衝突する姿を見ていたに違いない<sup>8)</sup>。ルソーにとって、まず戦争を当事者が唱える正しい理由や求める正しい判定から引き離し、一切の価値判断を引き入れることなく、それ自体として観察することが重要であった。就中、戦争の起源を突きとめることが問題であった。その上に彼の戦争観が姿を現すであろう。

『戦争法の諸原理』の論理を追っていこう。ルソーは、自然状態において「人間対人間の一般的戦争 *guerre générale* は全く存在せず、人間はただ互いに攻撃し合うためにつくられたのではなかった」(P-E, p. 74, 戦争 / 平和論, 57頁)と言う。彼は、自然状態を戦争状態とするホッブズを次のように批判する。ホッブズは、人間に本来的に同情心 *pitié* が具わっているのを無視しており、もし互いに争い合うのが人間の本性だとすれば、人類は早々に滅んでしまっていたことであろう。また、ホッブズは社会人が時

間をかけて獲得してきた情念や能力を自然人にも見ようとしている。これは社会状態の結果である悪を、自然状態における戦争の原因とすることに外ならない。ホッブズとは反対に、ルソーは、人間が社会で獲得した情念や能力を一つ一つ削ぎ落として、発生論的に太古の森に住む自然人の在りようを推測しようとする。

そうすると見えてくるのは、「人間は生まれながらに平和を好み、臆病である。ほんのわずかな危険に対しても、最初の反応は逃げることだ。戦争に慣れるのは、習慣と経験を積んだせいだ。名誉、利害心、諸々の偏見、復讐心、危難と死に立ち向かわせることのできるあらゆる情念は、自然状態においては人間から遠いものである。人間が別の人間を攻撃しようとするのは、誰かと仲間になった後のことにすぎない。そして人間が兵士になるのは、市民になった後のことにすぎない」(Ibid.)。

自然状態 *l'état naturel* に散在していた人間どうしの間に、まれにもめ事が起こったとしても、どちらかがその場を立ち去ってよそに生きる場所を求めたであろう。さらにもっとまれに怒りに駆られて殺人事件にまで発展することがあっても、それは戦争とはまだ呼べない。なぜなら、戦争は「恒常的な関係を前提とする一つの永続的な状態であって、この関係は、人間対人間の間ではほとんど起こらない。個人間ではすべてが絶えず流れの中にあって、関係と利害を絶えず変化させるからだ」(P-E, p. 75, 戦争 / 平和論, 58頁)。

欲望や生命に限界があり、移動可能な個人の間では、長続きする関係は生まれ難い。『不平等論』によれば、定住や家族の形成や農業の開始の結果、土地の「所有 *propriété*」という観念が生じてくる。やがて個人が所有(他者から見れば占有 *occupation*)する土地が地表を覆うようになってくると、隣人間には、自己の所有地の承認やその境界の線引きをめぐる、紛争が生じるようになる。また、土地を持つ者の中には、同胞を自己のた

めに働かせることで、より多くの土地を開墾し、より多く生産し、自己の必要を越えて土地や財を所有する者が現れてくる。始まった分業と交換を通して便利で豊かになるためだけではなく、同胞に対して優位に立ち、自尊心 *amour-propre* を満たすためである。他方で、土地にあぶれた者の中には、生きていくために、多くの土地を持つ者のために働くのと交換に収穫の一部を分けてもらうしかない者が出てくる。かくして、自然状態を離れて社会状態 *l'état civil* もしくは市民社会 *la société civile* に入るとともに、土地をめぐる持つ者たちと持たざる者たちという2つの集団が生まれてくる。後のマルクスにしたがえば、生産手段を持つ階級と持たざる階級の成立となろう。両集団の間には、依存し合いながらも対立し合う、支配と服従、搾取と反抗に彩られた持続的関係がつけられる。そして、これら集団間の絶えざる争いが、社会を戦争状態へ駆り立てていく。『社会契約論』第1篇第4章に言う「戦争を起こすのは、物と物との関係であって、人と人との関係ではない」(OCIII, p. 357, 全集5巻117頁)とは、正確には、他者の承認を要する人と物との関係である所有をめぐる対立が、人類を戦争状態に投げ込むというのである。

その上で、戦争は、「敵を破壊しようという揺らぐことなき、考え抜かれ、はっきり示された意志に存する」(P-E, p. 71, 戦争/平和論, 53頁)とルソーは述べる。敵とされた側でも、立ち向かってくる「われわれの生命を犠牲にして自分の生命を守ろうとする意図をもたなければならない」(*ibid.*)。相互に相手とは共存不可能であり、自己が生き残るためには生死を賭さねばならないという自覚がそこにはある。戦争は、一つ一つの戦闘「行為 *action*」だけに見られるのではない。互いに平穏を装っているとしても、どちらの側も相手を滅ぼさんという敵意をもち続ける限り、戦争は「状態 *état*」として続くのである。なお、後に明らかになるが、戦争の主体が個人ではなく集団であるならば、敵を破壊するとは、敵対集団の団結

を破壊することを意味する。

ここまでで、ルソーにとっての戦争を成立させる3つの要件が明らかになる。すなわち、恒常的な関係が存在していること（このコロラリーとして、移動でき死すべき個人間に戦闘 combats は起こりえても戦争は起こりえない）。土地などの所有をめぐる利害が相反する2つの集団が生まれていること。互いに自己が生き残るためには相手を破壊するしかないという持続し明示された意志が存在すること。以上である。

そこで、『不平等論』第2部によれば、土地を持つ富者たちが持たざる貧者たちに戦争状態を抜け出すためと言って提案したのが、争い事を裁き、治安を守り、占有を法律で守られる所有権として確立する共通の政治権力すなわち主権の設立とそれへの服従であった。これによって、政治社会 la société politique が成立して、その中では、戦争は主権によって抑圧されることになる。しかしながら、所有権の成立によって持つ者の地位は保障され、持つ者が持たざる者を支配する関係は固定化されてしまう。つまり、たとえ表面的に平和に見えていても戦争は根こぎにされたわけではない。政治権力の正当性がひとたび揺るげば、再び持てる者と持たざる者との闘争が噴出するであろう。戦争状態はまだ終わってはいなかったのだ。

戦争状態を完全に廃するためには、持てる者と持たざる者との支配・服従という関係に終止符を打たなければならない。そのためルソーは『社会契約論』第1篇第6章において、真の社会契約を提示する。この要諦は、個人の一身およびそのすべての自然的権利を、自分をその一部とする共同体へ全面譲渡するという法理によって、各人は主権者市民として法をつくり、同時に被治者としてその法に従うようにすることである。法を媒介に、各人においては支配と服従の自同性が成立する。真の社会契約に基づく政治社会において、垂直的な人間どうしの支配・服従関係は、分業と交換を

通した水平的な協力関係に転換される。各人は互いに与え合い頼り合いながら、他者の支配を免れて独立した存在になるのである。階級に代わって主権者人民が立ち現れてくる。真の社会契約は、共通の幸福を目指す一般意志とそれを実現する共同の力である主権を成立させ、各人の生存をはかりつつ、人間が人間であるための道徳性を保障する自由を確保する。社会契約は、利益と正義を一致させ、生存と自由を同時に実現する。

なお、ルソーにとって、このような社会契約は、実際に事実としてあったというよりも、人民がそれによって現実の社会を点検し再組織することを求める政治的権利 *droit politique* としてあると言える。ただし、これは自然権 *droit naturel* とは異なり、自然にはもともとなかった人間同士の「合意あるいは約束事 *convention*」に基づく権利である。富者の提案になる社会契約にしても、戦争状態を根絶できず自由を窒息させてしまうが故に不完全なのだが、それでも合意という外見は具えている。だからこそ貧者は騙されてしまうのであるが。

一つの国家の成立は、それに対抗し併呑されないために近隣に次々と同様の国家の形成を招いていく。この間、戦争状態は国家の内部においては主権によって抑圧されていく一方で、国家間には在り続ける。すべての国家の上に聳え立つ権力が存在しない以上、国内では追放された自然状態が、国家間において本来の自然状態にはないさまざまな情念や発達した理性を伴って、戦争状態という形で残るのである。ルソーは、ホッブズの自然状態を戦争状態とする見解を批判したのであったが、ここに来て、人を国家と読み替えた上でホッブズの自然状態すなわち戦争状態の叙述をそっくり受け入れる。私たちは、「社会秩序の中で暮らし、同時に自然状態の中で暮らしている」(P-E, p. 70, 戦争/平和論, 51頁) のである。『エミール』第5篇では、国内の社会秩序と国家間の自然状態という「混合状態は、両状態の性質をもち、しかもそのいずれも保証せず、『戦時の軍備も、平時

の安全も、その余地を与えない』のではないか。この部分的で不完全な結合こそが、暴政と戦争を生み出し、暴政と戦争こそは人類の最大の災厄ではないのか」(OC, IV, p. 848, 全集7巻334頁)と、ジャン・ジャックは成人したエミールに問いかける。

『戦争法の諸原理』によれば、国家は、生命や欲望に限界のある人間とは異なる「人為的団体 *corps artificiel* であっていかなる定まった限界もない」(P-E, p. 76, 戦争/平和論, 61頁)。個人が土地の所有 *dominium* の拡大を目指すように、国家は土地の領有・支配 *imperium* の拡大を目指す。ホプズが自然人に認めた貪欲 *cupiditas* という性質は、ルソーの場合、国家にこそ認められるべきものなのである。国家なき市民社会において、土地の所有をめぐる持てる者と持たざる者との集団間の争いが戦争を招いたように、国家同士の間では、土地の領有をめぐって戦争がひき起こされる。また、それは国家の貪欲さだけではなく、国家の必要が命じることもあった。相接する政治体の間では自他の関係は相対的であり、自国の強大化が隣国の弱体化を意味し、逆に隣国の強大化が自国の弱体化を意味する。「国家の安全と保存がすべての近隣諸国より強力となることを国家に要求する」(P-E, p. 77, 戦争/平和論, 61頁)。したがって、「戦争は平和から生まれたのだ、あるいは少なくとも永続的な平和を確かなものとするために人々が採用した予防策から生まれたのだ」(P-E, p. 70, 戦争/平和論, 51頁)とも言うことができる。

さらに、自分を主権者と見なす「君主たちの絶対的独立という考え *les idées de l'indépendance absolue des princes*」(*Ibid.*) が、戦争を引き寄せていると、ルソーは指摘する。君主たちは、自らを法の上に置き、法を自分の意志に従わせようとする。君主の「力だけが、市民に対しては法律の名のもとに語りかけ、外国人に対しては国家理性の名のもとに語りかける」(*Ibid.*)。「得るものが多ければ多いほど、欲するものも多くなる。た

くさん持っている者はすべてを持ちたいと思う」(P-E, p. 72, 戦争/平和論, 55頁)ものであるから、君主は自尊心の塊となって他国の君主たちに優越しようと際限なく領土や臣民の獲得を欲し、「世界君主国 la monarchie universelle」への熱情を抱くようになるというのである。

### 3. 戦争法

ルソーの生きた18世紀ヨーロッパでは、戦争は「正しい敵 *justus hostis*」どうしすなわち同権の国家どうしの間で行われる戦争に限定され、犯罪とは区別されるようになってきた。国家は等しく戦争に訴える権利を公認されて、戦争への「正しい理由」を問う正戦論は次第に後景に退き、無差別戦争観が優勢になってきた。この動きは、定められた国境の中で教会や身分団体の上立つ、固有の利害や理性をもつ主権国家の確立に対応していた。ルソーもこのような時代の戦争観を共有する。

ルソーは、まず『不平等論』で、戦争状態を政治社会成立以前の社会において考察した。そこでは、戦争状態は合意なきアナキーな状態としてとらえられていた。社会契約という合意が形成されることによって、設立された主権の下で、国内では私人間や集団間の紛争は司法の場において解決が図られるようになる。政治社会が成立して以後は、主権を具えた国家だけが戦争の主体となりうるのである。『社会契約論』第1篇第4章では、「戦争は人と人との関係ではなく、国家と国家の関係 *une relation d'État à État* である」(OC, III, p. 357, 全集5巻117頁)と言う。

さて、戦争は、事実問題として観察されなければならないとともに、権利問題として、すなわち政治体の戦争の法/権利の観点から規制されなければならない。グロティウスは、人類の普遍社会の存在を想定して、そこには人類共通の理性が指示する自然法が働いており、その下に個人も諸団体も国家も置かれると考える。戦争法を含む万民法 *jus gentium* をこのよ

うな自然法に基礎づける。そして彼の戦争法は、「防衛」「財産の回復」「処罰」を戦争の正当理由として認めるのであった。啓蒙主義の影響を受けた18世紀のヴォルフやヴァッテルらも普遍的な理性が指し示す自然法に万民法の基礎を置く。ただし、彼らは、外交活動の活発化につれて諸国家間の合意により生まれた実定的な万民法も認めるようになっていた。ルソーは、戦争法をはっきりと自然法ではなく、いうならば「諸国家間の法 *jus inter gentes*」の一部とし、国家の自由な合意に根拠を求める。

ルソーによれば、戦争法が前提とする社会や国家は、自然状態にはまだ存在せず、人間の本性（自然）が必要とするものでもなかった。『戦争法の諸原理』では、「このいわゆる法 / 権利 *droit* なるものの感情は、それが原因となって生まれる戦争が人間にとって自然ではないと同じように、人間にとって自然なものではない」(P-E, p. 73, 戦争 / 平和論, 55頁) と言う。ルソーは戦争法の根拠を自然法に求めないことで、「戦争への正義」あるいは戦争の「正しい理由」を問題にできなくなった。しかし、どこまでが行為としての戦争では許され、あるいは許されないのかを決する「戦争における正義」は、合意に基づく戦争法が問題とするところである。ルソーにとって、各人の合意である社会契約が既成の政治社会を点検し組み直す政治的法 / 権利 *le droit politique* となるように、国家どうし、正確には主権者どうしの合意の上に成り立つ戦争法 / 権利 *le droit de guerre* は、戦争という暴力を制限するものとなる。ただし、注意すべきは、ルソーは、意志を常に自分にとっての善 *bien* を目指すものと位置づけ、何でも望むことができるとはしていないことである。意志は、比較し判断する能力である悟性 *entendement* に根拠づけられる。『社会契約論』では、「望んでいる当人の幸福 *bien* に反することに同意を与えるのなら、それは意志に依拠しないことになる」(OC, III, p. 369, 全集 5 巻 132 頁)。戦争法をもたらす国家間の合意は暗黙の合意でもよい。戦争法は自然法ではないが、「事物

の本性 *nature des choses* から生じ、理性に根拠をもつものである」(OC, III, p. 358, 全集5巻118頁)。ちょうど、社会契約の諸条項は、自然法に書き込まれてはいないが、「その結社行為の本性そのものによって決定されている」ので、すべての人民にとって、「どこにおいても同一であり、どこにおいても暗黙の内に受け入れられ承認されている」(OC, III, p. 360, 全集5巻121頁)ように。

ルソーにとって、そのような戦争法の内容はどのようなものであろうか。第一に、戦争法は、戦争という時間の開始と終了が、当事国の公示された合意によって画定されるとする。主権者どうしの中で、開戦にあたっては宣戦布告とその受け入れが行われ、講和にあたっては降伏の通告とその受け入れが行われなければならない。宣戦前に攻撃を仕掛けてはならないし、降伏決定が通告されれば双方とも速やかに武器を下ろさねばならない。『社会契約論』「ジュネーヴ草稿」第1篇第5章では、「戦争状態を終わらせられるのは、それが始まったときと同様に、自由で任意の合意によるしかない」(OC, III, p. 302)と言う。政治社会成立前における持てる者と持たざる者との間の合意なき戦争と異なり、国家間の戦争は合意によって始まりかつ終わる。『社会契約論』第1篇第4章では、「宣戦の布告は、権力者に対するよりもその被治者に対する警告である。統治者 *prince* に宣戦を布告せず、臣民のものを盗んだり、これを殺したり、または監禁したりする外国人は、国王であろうと、個人であろうと、人民であろうとそれは敵ではなく強盗である」(OC, III, p. 357, 全集5巻117-118頁)。宣戦布告なく始まった合意なき国家間の戦争は、戦争法から見れば、犯罪ともはや区別がつかない。

第二に、戦争法は、戦争という空間が国家間の関係においてしか生まれえないとする。「国家は他の諸国家だけを敵としるのであって、人間を敵とすることはできない。なぜなら、異なった性質のものの中には、い

かなる真実の関係も定着しえないからである」(OC, III, p. 357, 全集5巻117頁)。戦争が国家どうしの生死を賭けた闘争であるとすれば、人間ならぬ国家を殺すとはどういうことなのか。ところで、政治体の本性 nature とは、形容矛盾に聞こえるが、人間の自由な合意である社会契約という人為 art にあった。『戦争法の諸原理』によれば、「政治体が一体性と共通の自我を受け取るのは、社会契約からである」(P-E, p. 78, 戦争/平和論, 63頁)。社会契約こそ「政治体の生命の根源的原理 le principe de la vie du corps politique」(P-E, p. 78, 戦争/平和論, 64頁)である。政治体が「自然人 *personne naturelle*」である人間から構成されつつも、個々の人間とは区別され、固有の意志と感情と理性をもつ「法人 *personne morale*」となることができるのは、社会契約によるのである。そうならば、戦争は、最終的に「国家の心臓」(*ibid.*)である社会契約を破壊し、政治体としての一体性を解消することを目指す。

しかしながら、「この契約は、破壊するには破るだけで十分であるような羊皮紙に書かれた文書ではけっしてない。それは一般意志の中に書かれているのであって、契約を無効にするのが容易でないはその点にある」(*ibid.*)。したがって、戦争では、身体を弱めるためにはまず肢体を傷つけるように、間接的に社会契約を維持している「政府と法律と習俗と財産と所有物と人々」(P-E, p. 79, 戦争/平和論, 64頁)を攻撃して国家を弱らせ、一般意志や社会契約を変質させようとする。相手国に損害を与えることで、戦争を決定した主権者に降伏と従属を迫る。国家やその成員に加えられる打撃は戦争の手段であり、目的ではない。ルソーはさらに、「戦争が社会的存在 *êtres moraux* の間にしか起こらないのであれば、人に恨みをもつこともないし、誰からも命を奪うことなしに戦争を行うことができる」(P-E, p. 81, 戦争/平和論, 67-68頁)、同じく『社会契約論』第1篇第4章でも、「ときにはその構成員を一人も殺さずに国家を殺すことができる」

(OC, III, p. 357, 全集5巻, 118頁)と述べる。現実的にはともかく、理論的には確かにそれは可能であろう。

さて、戦勝国が敗戦国を解体・併合まではしない場合、弱体化するために軍事力によって押しつけるものとして、ルソーが重視するのは次の3つである。1つ目は、相手の統治の形態を変えることである。ギリシア都市国家間の戦争で勝者が敗者の政体を変えようとしたのは、「ただ敗者を依存状態によりよく繋ぎとめるために外ならなかった」(P-E, p. 79, 戦争/平和論, 65頁)。2つ目には、市民の心の中にある一般意志を墮落させることである。「人間を無気力にし柔弱にする室内で行う軟弱な技芸を敵の間では奨励し自分たちから遠ざけるのが、ローマ人の政策の準則であった」(Ibid.)。3つ目に、敵国に強要する不平等条約である。敵国から通商や外交の自由など、独立国ならば当然もつべき諸権利を剝奪することである。

戦争は国家間の関係であることから派生して、戦争法は、国家に、人や財産が現に敵対している国家を構成している限りにおいて、攻撃することを権利として認める。しかし、非戦闘員はもとより、敵の兵士であってもひとたび武器を下ろし降伏すれば、敵国の構成要素から外れ、戦争という空間から退場したのであるから、戦争法はそのような元兵士を攻撃することを認めない。『社会契約論』第1篇第4章では、「戦争の目的は敵国を破壊することであり、武器を手にして国を守ろうとする者は殺す権利がある。しかし、武器を置いて降伏するや否や、その者は敵でも敵の道具でもなくなるのであり、単なる人間に戻る。だから誰にもこの人を殺す権利はないのである。(中略)戦争はその目的に必要なでないいかなる権利も与えはしない」(OC, III, p. 357, 全集5巻118頁)。『戦争と平和の法』第3巻第7章でグロティウスが認めた、捕虜となった元兵士から生命を取らない代償に自由を奪って奴隷にする権利など存在しないのである。すでに降伏した者に対して生命を奪う権利は、もともと誰ももっていなかったのであるから

である。

別の観点から見れば、もし捕虜を奴隷とし強制労働に従わせるならば、自由を奪うことによって精神的に殺し続けることになり、勝者は敗者の降伏を認めておらず、戦争状態は終わっていないことになる。『社会契約論』第1篇第4章では、敗者を奴隷にすることは、「無益に殺す代わりに、有効に殺しただけだ。したがって、勝者は敗者に対して、力に加えて別の権威をなんら取得してはいない。それどころか、戦争状態は以前と同様両者の間に存続しており、彼らの関係そのものがその結果なのである」(OC, III, p. 358, 全集5巻118頁)。この場合の主人と奴隷との間の戦争状態は、『不平等論』が政治社会成立以前の状態として描く土地や財産を持てる集団と持たざる集団の間の戦争状態に近いものと言えよう。

また、ルソーは『戦争法の諸原理』最終章「基本的な区別」において次のように指摘する。「すべての事物は二重の関係において考察されなければならない。すなわち、公共の領土と個人の財産としての土地、ある意味では主権者に属し別の意味では所有者に属する財産、市民と人間としての住民である」(P-E, p. 81, 戦争/平和論, 68頁)。ルソーはローマ法以来の伝統にしたがって、土地に対する個人の所有 *dominium* と、主権者の領有 *imperium* を区別する。つまり、戦争の結果、社会契約が解消されて *imperium* が否定され、市民としてもっていた国法による保障を失ったとしても、人間として自らの労働によって獲得する土地などに対する *dominium* は残されるのである。『社会契約論』第1篇第9章「物に対する支配について *Du domaine réel*」では、「この労働と耕作は、法的な権原のない場合でも、他人が尊重せざるをえないような唯一の所有 *propriété* の徴である」(OC, III, p. 366, 全集5巻128頁) と述べられる。国家は個人を敵にできないのであれば、戦争法は、戦勝国に、被征服者たちの自らの労働に基づく所有権を尊重すべきことを命じる。『社会契約論』第1篇第4章

によれば、「公正な君主 prince は、敵国において、公有財産はすべて没収するが、個人の身体と財産は尊重する。つまり彼自らの権利となっている権利を尊重する」(OC,III, p. 357, 全集5巻118頁)。占領地の住民の生命や財産を保護することで、占領者は住民の服従を権利として得られるのである。占領において保護と服従の合意が速やかにつくられるべきことを戦争法は求める。要するに、戦争法は、単独であるいは集団で社会契約からの離脱を余儀なくされた個人の生命・自由・財産の救出と保護を図るのである。

ルソーが政治体の本性を社会契約に見たことは、戦争の目的を明らかにして戦争を限定する意味だけではなく、もう1つの意味があったことを教える。平和と共通の幸福を願う人民がつくる政治体は、まず戦争を回避することに努力するであろう。また、万が一戦争になったとしたら、戦争が必要な範囲や手段を越えないように、戦争法を遵守するであろう。ルソーにしたがえば、究極的に、社会契約を導いた諸国人民の共通の幸福を求める一般意志が国を超えて一致することが、戦争法という国家間の合意を支えているのである。

#### 4. 国家連合

社会契約によって生まれた政治体が精神的・社会的人格 *personne morale* であるならば、政治体は、自然人格と同じく独自に判断し、他の政治体と合意を形成することができるはずである。つまり、ある政治体は他の政治体との間に、戦争法にしたがって戦争を行う権利をもつと同時に、同盟を結ぶ権利も持っている。たしかに、同盟を結ぶことで、国家は自ら、主権の一部である戦争に訴える権利を縛ることになる。しかし、各国は、同盟内の争いを平和的に解決しえ、また同盟外からの侵略に対して団結して立ち向かって、安全をよりよく確保できるようになる。さらに、国家間の合意の上に、さまざまな国際的取り決めを設けることができるようにな

る。ちょうど、個人は社会契約を結ぶと、自力救済権を失うが、全員の力によって自己の安全は守られるようになり、自然的自由によって自ら法をつくる市民的自由を得るのと同じである。

ルソーは、国家間の同盟や連合についての検討を主に、18世紀初めに永久平和のための「国家連合 *confédération*」結成をヨーロッパ各国の君主たちに向かって提案したサンピエール師の計画を紹介し論評することを通して行う。師は、1713年に『ヨーロッパに恒久平和をもたらすための計画 *Projet pour rendre la paix perpétuelle en Europe*』を、1717年に『キリスト教主権者間に恒久平和をもたらすための条約の計画 *Projet de traité pour rendre la paix perpétuelle entre les souverains chrétiens*』を出版し、自らの主張に寄せられた多くの批判とそれらへの反論を合わせた大著を世に問うた。これらは他の関連著作も併せて、サンピエール師の『永久平和論 *Projet de paix perpétuelle*』<sup>9)</sup>と呼ばれる。

ルソーは『抜粋』で、師の構想を次のような5項目にまとめている。なお、師が言う主権者とは、ボダンらと同様に各国の君主のことである。

第一に、締約国の主権者たちが互いに取り消し不能な恒久的同盟を結び、その全権代表を任命して定められた場所で議会または常設会議を開き、そこで締結国相互間の紛争はすべて仲裁ないし判決によって調整され解決される。

第二に、条約への参加を招聘され、その全権代表が議会で票決権をもつ主権者の数を定め、(中略)共同支出を賄うための分担金の割当額およびその徴取方法を定める。

第三に、国家連合は、その構成員のそれぞれが現在保有しているすべての国家の所有権と統治権を保証し、(中略)たえず繰り返される紛争の種を一挙に根絶するために、現在の所有権と最新の諸条約を締

結国のすべての相互の権利の基盤とすることに同意する。(中略)

第四に、同盟国で条約に違反する国はどの国でも、ヨーロッパから指弾され、公共の敵として追放されることが明記される。(中略)さらにまた同じ条項によって、ヨーロッパから指弾されたいかなる国家に対しても、その国が武装を解除し、連合議会の決定と規則を実行し、損害を賠償し、条約に反して戦争を準備した事実を釈明するまでは、全員一致で協力し、共同の費用で武装して攻撃行動をとることが約定される。

最後に、第五には、ヨーロッパ連合 *Corps européen* の全権代表たちは、当面は単純多数決で、最終的には5年後に4分の3の多数決によって、それぞれの宮廷の訓令に基づき、ヨーロッパ共和国 *République européenne* およびその構成員各国に可能な限り大きな利益をもたらすために、重要だと判断する規定を作成する権限を常時もつこととする。(P-E, pp. 99-100, 戦争 / 平和論, 83-84頁)

このあとルソーは、ヨーロッパ議会 *Diète européenne* が開かれれば、そこでそれぞれ1票の議決権をもつことを師が予定していた19か国を挙げる。

『抜粋』で、まずルソーは、できる限り師の構想を忠実に紹介することに努める。加えてルソーは、師が深くは追究していないヨーロッパ連合を可能にする地理的・歴史的条件をも検討する。ヨーロッパはかつてローマ帝国に統一されていたという記憶を共有し、帝国の中に成長したローマ法とキリスト教は帝国滅亡後もヨーロッパに影響を与え続けたのであった。「ローマは帝国の滅亡した後でも別のやり方で支配し続けていたので、この二重の絆から、聖職者と帝国という2つの権力の中心をもつヨーロッパの諸国家の間に、世界の他の諸地域よりも緊密な1つの社会が残ったの

である」(P-E, p. 91, 戦争 / 平和論, 74頁)。この社会をベルナルディに倣い、「ヨーロッパ市民社会 *la société civile européenne*」<sup>10)</sup>と名付けることができよう。これは、今も、法や宗教のみならず、婚姻、交易、印刷物を介した学問や文芸の拡がり、交通の利便性、住民たちの移動を好む性向によって極めてダイナミックに発展していると、ルソーは指摘する。

しかしながら、物理に作用と反作用が同時にあるように、関係の近さは互いに反発を生まざるにはおかない。「人民相互の結びつきが密接であるだけに、相互間の分裂は不吉なものになり、頻繁に起こる葛藤は、ほとんど内戦の残酷さを帯びてしまう」(P-E, p. 92, 戦争 / 平和論, 75頁)。諸国民が緊密に結びついているからこそ、どの国も隣国のことに無関心であることはできず、国内のどんな些細な変化も隣国に影響を与え、国家間の葛藤は深刻化する。「ヨーロッパ市民社会」は基本的には戦争状態に置かれることになる。

その通りなのだが、ここでルソーは、「ヨーロッパの一国の君主が、他のすべての君主を打倒すべく、どこで思いもかけない兵力を集めるのだろうか」(P-E, p. 95, 戦争 / 平和論, 77頁)と問う。たとえ2、3の列強同士が同盟を結ぶことができて征服の計画を実行に移して何かしら成果を得たとしても、その成功そのものが取り分をめぐる紛糾を招くであろうと言う。「君主にせよ同盟にせよ、今後われわれの間の事物の状態を著しく変更し、それを恒久的秩序にできるとは考えられない」(P-E, p. 96, 戦争 / 平和論, 78-79頁)。戦争は常にどこかで起こりえて波乱含みであるのだが、「ヨーロッパの制度を真に支えているのは、部分的には、大体において互いにバランスを保っている外交交渉の駆け引きである」(P-E, p. 96, 戦争 / 平和論, 79頁)。ゲルマン同盟 *Corps germanique* (神聖ローマ帝国) は、ヨーロッパの中央部にあって主権国家同士の交渉の場を提供している。ヨーロッパでは、すべての構成国が相互依存関係にあり、いかなる国も単独では残りの

すべての国に対抗できず、征服戦争を目指す列強間の同盟結成が困難であるが故に、おのずから勢力均衡が生まれている。ここに、平和と現状維持を目指す国家連合 *confédération* の可能性が胚胎する。

要するに、「ヨーロッパのすべての国々が、同じ宗教によって、同じ万民法によって、習俗や文芸や交易によって、さらにこれらすべての必然的結果である一種の均衡によって結びつき、一種のシステムを形作っている。この均衡は誰ひとり保存しようとは思っていないくとも、多くの人々がそう考えるほどたやすくは破られない」(P-E, p. 89, 戦争/平和論, 71頁)。「ヨーロッパの体制は、まさにヨーロッパを完全に転覆させることなく、絶えざる動揺のうちに維持するだけの堅固さをもっている」(P-E, pp. 93-94, 戦争/平和論, 76頁)。中世において教皇と皇帝が聖俗の役割を分けて担っていた統一は、宗教改革によって亀裂が入って以降、多様な主権国家の集合体となったヨーロッパにはもはや期待できない。たしかにヨーロッパはアナーキーになった。しかし、それが破滅に至らないよう押しとどめるものも「ヨーロッパ市民社会」という形で同時に生み出し、結果的に国家間の均衡をもたらしているのである。

さて、『抜粹』において、サンピエール師の論理に忠実で、足りない部分の補強まで行うルソーであるが、全面的に師の肩をもつ者ではない。ルソーは次のように告白する。「私にはサンピエール師とともに次のように答える勇氣はない。つまり、君主の真の栄光は公益と臣民たちの幸福をもたらすことにあり、君主の利害はすべて当人の評判にかかっており、賢者たちから得られる評判は、人々に施す善行によって測られ、永久平和の企ては、人民たちにとって最も有益なものだが、さらに君主たちにとっては最も名誉あるものである、と」(P-E, p. 105, 戦争/平和論, 89-90頁)。「批判』では、はっきりと、国王や重臣たちは「ただ2つの目的をもつ。つまり、国王の支配を国外に対して拡大し、国内に向かってはさらに絶対的にす

ることだ」(P-E, p. 118, 戦争 / 平和論, 103頁) と述べる。先に述べたように、君主たちは固有の自尊心をもち、戦勝と領土の拡大こそ彼らにとっての真の名誉と栄光であると自認している。君主や彼を取り巻く重臣たちの善意に絶対的な信頼を寄せることは極めて問題である。ルソーは、師の永久平和という理想の高邁さと永久平和が人民や君主にもたらす利点を説明する議論の周到さに敬意を表する。その上で、『批判』ではこう結論づける。「したがって、計画はきわめて深い思慮分別の産物ではあったが、その実現の手段には著者サンピエール師の素朴さ *simplicité* が認められる。(中略) 認めておかねばならないのは、この誠実な教養人 *honnête homme* は、その計画が実現した場合の効果はかなりよく見通していたが、計画を実現する手段については、まるで子どものように判断していたことである」(P-E, pp. 121-122, 戦争 / 平和論, 106-107頁)。他の君主たちが名誉と栄光を求め目先の利己心で行動しているとき、ひとりある君主が遠い将来の永久平和の理想を信じて行動しているとしたら、自分の身も国民も危険にさらすことになる。『抜粋』では、「狂人たちのただ中において思慮分別を保つことは、一種の狂気である」(P-E, p. 113, 戦争 / 平和論, 99頁) とさえ言う。

また、『批判』では、師が賞揚するブルボン朝を創めたフランス王アンリ 4 世の「キリスト教共和国 *République chrétienne*」の構想の真の狙いを解き明かす。この構想の「密かな理由として、アンリ 4 世は (ハプスブルク家という一記者) 恐るべき敵を挫くという望みをもっていた」(P-E, p. 123, 戦争 / 平和論, 108頁) のである。そして、ハプスブルク家以外の各国王に構想への参加を説得するに当たっても、それぞれの国の切実な個別利益に訴えたのである。たしかに、アンリ 4 世は自国のために新たな領地を求めなかった。しかし、王は「自分が受け継いだ遺産に何一つ加えなくとも、ただひとり自分より強大な者 (ハプスブルク家一記者) の領地を分割し、自身が最も強大な者になれば、それで十分だったからである」(P-E, p. 125, 戦

争/平和論, 110頁)。残念ながら、この構想は、1610年アンリ4世が暗殺されたことで頓挫してしまった。間もなくして、ヨーロッパは三十年戦争に飲み込まれることになる。最後に、アンリ4世の「この計画が実施されずに終わっているのは、われわれにとって慰めである」(P-E, p. 126, 戦争/平和論, 112頁)と、ルソーは漏らす。なぜなら、今や道理や利害に訴えて君主を説得できないとするならば、ヨーロッパ同盟 *Ligue européenne* の実現は、各国の政治体制が打倒されるような暴力を伴う大動乱が起きた後でしか、ありえないであろうからである。ルソーが言いたいのは、君主主権と国家連合の両立不可能性なのである。

そして、現にある「ヨーロッパ市民社会」が人と人との間の支配と隷従の関係を温存するものである以上、君主と彼に従う臣民が、他国やその国民に対して優位に立とうとする性向を押しとどめることはできない。私たちはベルナルディとともに次のように言うことができよう。「ルソーははっきりそうは言っていないが、君主主権とは別の主権と別の形の市民社会だけが、ヨーロッパ連合 *l'Union européenne* を可能にする」<sup>11)</sup>。「ヨーロッパ連合」は、各国に人民主権が樹立され、主権者人民のつくる法が、人間どうしの支配と服従の関係を無効化した後でしか成立しないであろう。各人の労働に基づく分業と交換を通じた互いに与え合い受け合う平等な協力関係の上に、各国やヨーロッパの市民社会は組み立て直されねばならない。ルソーにしたがえば、他者の評価における自己を優越させようという自尊心に代えて、自足せる幸福を求める自己愛に、そして君主の栄光を目指す個別意志に代えて、人民の共通の幸福を目指す一般意志に、「ヨーロッパ市民社会」を基礎付け直すことが求められている。

ところで、後にカントは『抜粋』を読み、『永遠平和のために *Zum ewigen Frieden*』(1795年刊)を書く。カントはこの中で、「国家間における永遠平和のための確定条項」の第一条項に、「どの国の市民的な体制も共

和的なものであること」<sup>12)</sup>を挙げる。カントは「統治の形式」を共和政体と専制政体とに分類した上で、共和政体では、立法権と統治権（行政権）が分離され、人民の意志の表明たる法が統治者を拘束すると言う<sup>13)</sup>。ルソーが『社会契約論』で、人民が主権者として法をつくり、かつ被治者として政府を通して法の適用を受けるような政治体を「共和国 République」とした見方を、カントは踏襲している。カントの第一確定条項は、ルソーがサンピエール師の著作の『抜粋』という性質上明言しえなかったことを見抜き、賛同を与えていると言えよう。このあと、カントは、第二確定条項「国際法は、自由な国家の連合に基礎を置くべきこと」<sup>14)</sup>を設ける。

さて、意志は譲渡しえず代表しえないとして代議制を認めないルソーにとって、国家の規模が小さいほど各市民は地域の市民集会に参加して意見表明や投票でき、共通の幸福を目指す一般意志は突きとめやすい。つまり、人民が平和を求め戦争をできる限り避けたいという切なる願望は政治に届きやすい。ルソーは『社会契約論』第3篇第15章において自問する。「しかし、非常に小さければ征服されはしないだろうか。いや、そうではない。私は、大国の対外的な力と、小国の容易な統治や良好な秩序とを、どうすれば結びつけられるかを、あとに示すことにしよう」(OC, III, p. 431, 全集5巻205頁)。彼はこれに註をつけて、「これは、私が本書の続篇において対外関係を論じ、連邦(連合国家) confédérations に及ぶときに、取り扱おうと企てていたことであった。それは全く新しい主題であって、その原理は今後打ち立てていかねばならない」(OC, III, p. 431, 全集5巻206頁)。また『エミール』第5篇では、「私たちはさらにこれらの不都合(国家間に残る自然状態と国内の社会状態の混合状態—訳者)に対して求められてきた一種の救済策、各国家を国内では主人として残しつつ、国外では不正な攻撃者に対して武装させるところの同盟 ligue と連合 confédérations による救済策を検討しよう。どのようにすれば善い連合的結合 une bonne association

fédérative を確立しうるのか、これを永続させうるものは何か、主権の権利を害することなしに、どの点まで連合の権利を拡大しうるのか、を私たちは研究しよう」(OC, IV, p. 848, 全集7巻334頁)と、ジャン・ジャックはエミールを励ます。

ルソーはサンピエールと同じく *confédération* という用語を使うが、内容は異なる。サンピエールの場合、現にある列強 *puissances* や国王たちの存在を前提に連合を構想する。ルソーの場合は、まず基底に市民参加が実現可能な小共和国群を置き、各国の国家主権を尊重しながらその連合体である大共和国を構想する。それは対外的に十分な強固さを獲得する。ルソーは、そのような大共和国同士の大連合として、たとえばヨーロッパ連合 *Corps européen* を考えるのである。

さて、デイドロは百科全書「自然法 *Droit naturel*」の項目で、人類どこにおいても、共通な理性が指し示す自然法がはたらいているのを見よう。これに対し、ルソーは、『社会契約論』「ジュネーヴ草稿」第1篇第2章で、自然法が行き渡っている「人類の一般社会 *la société générale du genre humain*」の存在を否定する。なぜなら、ひとりの人間の中で、また人類の中で理性や感情はゆっくりと時間をかけて発達していくからである。目の前の家族への愛、同胞市民への愛が長い時間と曲折を経て拡がって、最後に想像でしかとらえられない人類への愛に行き着くのである。「われわれは、自分たちの個別社会になぞらえて一般社会を考える。小さな共和国の設立が、われわれに大共和国を構想させる。だから、われわれは市民であった後にはじめて、まさに人間となり始めるのである」(OC, III, p. 287, 全集5巻278頁)。国家間の平和の形成と持続への道程の第一歩は、小共和国での人民主権の実現と維持にある。

そのような小共和国が集まって連邦国家を組織するか、または大国家を一旦大幅な自治が認められた州(小共和国)に分割した上で改めてそれら

を慎重に連邦国家に統合するかしなければならない。前者の連邦については、事例に事欠かず、古代ではギリシアのアカイア同盟などが、近代でもスイスのヘルヴェティア同盟やネーデルランド連邦やゲルマン連合 *Corps germanique*（神聖ローマ帝国）<sup>15)</sup> などが『抜粋』では挙げられている。

後者の連邦は、ルソーが『ポーランド統治論』で、広大な土地に広がるポーランドのために推奨するものである。「各州それぞれに固有の行政を形成するがよい。州議会の形態を完璧にし、その権限をそれぞれの州において広げるがよい。しかし、その限界は慎重に指示し、諸州議会の間で通常法律と共和国全体への従属との関係を破壊するものがないようにするがよい。一言で言えば、諸連邦政府 *les Gouvernements fédératifs* という体系を広げ、完成させるべく努めるがよい」(OC, III, p. 971, 全集5巻382頁)。そして、連邦国会へ派遣される代議員は、選挙母体たる諸州議会からの委任代表であり、「代表者 *représentants* を彼らが選挙人から受けた指示に正確に従うよう強いること、そして国会での彼らの行動を選挙人に厳密に報告させること」(OC, III, p. 979, 全集5巻391頁)が必要である。

人民は平和と友愛を望み、人民主権に基づき形成される小共和国は、拡張よりも平和を追求する。したがって、そのような小共和国を基礎単位とする連邦国家は、他の連邦国家との間に平和と共同防衛のための大同盟を結成することに反対しないであろう。たしかに、同盟国間では、戦争に訴える権利はもう認められなくなる。しかし、その代償として、サンピエールが構想したような国際紛争を平和的かつ公平に解決する仕組み（たとえば、ヨーロッパ議会、共通裁判所 *Tribunal commun* など）が整えられることになるであろう。

## 5. おわりに——ルソーの戦争法・国家連合の意義

さて、最後に、現代の私たちにとって、ルソーが考える戦争法や国家連

合の意義は何かを考えてみたい。そのためにまず、ルソー以降の戦争に対するとらえ方の変遷と、戦争法や国家連合の歴史的展開を見ておく必要がある。私たちは、カール・シュミット著『大地のノモス』などを参照しながら、ルソー後の歩みを注意深くたどっていくことにしよう。

18世紀、主権国家同士の間には軋轢は絶えず発生していたものの総じて均衡を保障していた「ヨーロッパ公法 *Jus publicum europaeum*」<sup>16)</sup>は、19世紀に入ると、多くの条約となって明文化されていくとともに、内容の拡大と環境の変化に直面する。産業革命を達成したイギリスは、海洋自由の原則のもと世界の海上交通路を確保して一大植民地帝国を建設し、ヨーロッパ大陸の政治からは距離をとる「名誉ある孤立」政策を採った。戦争法に関しては、正戦論の束縛から解放されて中立規定が整備され、海戦の重要性が高まって土地占拠を大きな目的とする陸戦とは異なる国際ルールが形成された。

他方、ヨーロッパの外では、オスマン帝国や中国や日本などが不平等条約の形ではあったが、ヨーロッパ公法と関係をもつようになった。また、西半球ではアメリカ合衆国が外交舞台に登場し、それまで唯一の国際法ともいえたヨーロッパ公法の地位は脅かされてくる。独立したばかりのアメリカ大陸諸国へのヨーロッパ列強による干渉を阻止するという軍事防衛的側面が強調されてきたモンロー宣言（1823年）には、別の隠された面もあった。大西洋に防疫線を張り、ロックに学んだ合衆国建国の理念を、旧弊で不純なヨーロッパの現実から隔て守るという精神的側面である。やがてモンロー主義は、次第に合衆国の全アメリカ大陸支配の道具となっていく。19世紀後半、内戦を克服した合衆国は、イギリスに代わって経済的・政治的・軍事的に西半球を支配するようになった。クーデタや革命が繰り返されるこれらの中南米諸国に新しく生まれる政府に対して、合衆国は、民主的合法性を具えている限りにおいて正式な承認を与え、外交関係を結ん

だ。他国の主権や政府を尊重する素振りは示しつつも、自国のヘゲモニーは手放さず、自由や民主主義という普遍的価値の保護者としてそのヘゲモニーを正当化した。

20世紀に入ると、国際社会にさらに日本やソヴィエト連邦が主要なアクターとして参加するようになった。第2次世界大戦が終わって世紀後半には、中国・インドを筆頭に独立を達成したアジア・アフリカ諸国がその中に加わるようになった。ヨーロッパ公法にあった特定の土地に結びつけられた空間（ラウム）秩序は終焉を迎え、文字通りの国際法が形作られるようになる。国家間の葛藤を均衡体系に収めようとするヨーロッパの従来の方式に代わって、アメリカ合衆国は自由や民主主義という人類の普遍的理念を掲げて新しい世界秩序の形成に向かうことになる。

第一次世界大戦後、合衆国は世界の経済や政治を主導する立場に躍り出た。ウィルソン大統領は集団安全保障を目指す国際連盟設立の主唱者であったが、モンロー主義を非同盟の孤立主義ととらえてこれに固執する上院の反対に遭って、合衆国の国際連盟加盟を果たせなかった。しかし、債権国となった合衆国の影響力は否定しようがなく、合衆国は東アジア・太平洋地域の大戦後の国際秩序を取り決めたワシントン会議（1921-22年）を主催した。フーヴァー大統領は「世界のどんな部分の戦争でも、我が国の利益を害する行為である」（1928年）と述べた。この背景には、アメリカ資本の世界展開があった。そして、モンロー主義は、合衆国の建国理念をアメリカ大陸をも越えて全世界に押し広げる方向に舵を切っていった。

他方、国際紛争を平和裡に解決するための国際的枠組みづくりが始まる。早くも1899年には常設仲裁裁判所がハーグに設けられた。第一次世界大戦の反省から侵略戦争（攻撃戦争）禁止の運動が起こると、合衆国国務長官ケロッグはフランス外相ブリアンとともに不戦条約（1928年）を他の主要国にも呼びかけて締結する。ここにおいて、国家の政策としての武力

行使がはっきり国際条約で違法とされた。かつて主権国家に認められた戦争に訴える権利は、侵略を受けた国の自衛権を除き、取り下げられた。一旦引退したはずの正戦論の復活とも見える。すでに国際連盟規約により、加盟国は侵略国に対して一致して経済的制裁を課すことは可能であった。最初に攻撃した国の戦争指導者は、もし敗戦の不名誉を被るならば、戦争犯罪人として戦勝国によって構成される国際軍事法廷に召喚されるであろう。

第二次世界大戦において、フランクリン・ローズヴェルト大統領は、イギリス首相チャーチルとともに「自由と民主主義」の旗を掲げて連合国 United Nations を組織して、日独伊枢軸国のファシズムと戦った。戦争の正当理由に、正当防衛以外の理念的要素が加わったのである。また、第二次世界大戦は空中をも戦場とし、連合国・枢軸国双方の空軍による都市爆撃は戦闘員と非戦闘員を区別することなく殺傷した。非戦闘員に対する攻撃はハーグ陸戦条約（1899年）などで禁じていたものであるが故に、なおさら攻撃の「正しい理由」を主張して、都市空襲を完全ではないにしても正当化する必要があった<sup>17)</sup>。このとき、連合国は戦争目的である自由や民主主義の擁護を強調したのであった。

第二次世界大戦後、連合国は国際連合 United Nations に移行した。侵略国に対して他の加盟国は国連安全保障理事会からの授權により経済的・軍事的制裁を行うことが、国連憲章で認められた。しかし、すぐに米ソ冷戦が始まり、核兵器開発競争は激しさを増し、国連安全保障理事会はたびたび機能不全を起こすようになった。その一方で、2度に亘る大戦の惨禍を経験して、国際的な人権規約や人間の安全保障が国連で話し合われ、武力紛争における国際的ルールとしてジュネーヴ条約（1949年）をはじめ国際人道法や交戦法規が国際会議を通して拡充されていった。やがて冷戦は終結を迎えるが、民族や宗教などのアイデンティティを掲げる集団が武装し

て、自分たちと異なる集団と争ったり国家に挑んだりする地域紛争が噴出するようになった。また、ミサイルや人工衛星の開発や電子工学の発達で、今や戦場は大気圏外やサイバー空間にまで広がっている。核兵器など殲滅兵器の高性能化と拡散も進んでいる。

カール・シュミットは『大地のノモス』において、「秩序と場所確定から究極的・根本的に分離することが歴史的に特別な意味でニヒリズムと名付けられうるということが、ユートピアとニヒリズムとの関連において明白になるのである」<sup>18)</sup>と述べる。ユートピアとは、ギリシア語 ουτοπία に遡って「場所 topos をもたない」ということである。合衆国が他国に押しつけようとする「自由と民主主義」はこの意味でユートピアなのであると、シュミットは遠回しに言いたいのである。だからこそ、「自由と民主主義」という普遍的理念を掲げることで敵から一切の人間性を奪い、理念を冒瀆する敵を犯罪化・違法化する動きは、世界戦争による人類の絶滅を「抑止するもの kathechon」<sup>19)</sup>にならないどころか、むしろ相性がよいと言える。殲滅戦争という終末への道を舗装するのに、誰もが文句をつけられない人類の理想が用いられうるのである。「自由と民主主義」を守るために核兵器を敵国に対し用いることさえでき、アメリカ合衆国は実際にそうしたのであった。住民や国民を殲滅して実現される大義とはいったい何なのであろうか。シュミットがニヒリズムと名付ける所以も納得できよう。彼は『大地のノモス』の最終ページでヴィトリアの言葉を引用する。「何と多くのことが正戦において許されていることか！」シュミットは、18世紀のヨーロッパに空間確定され、戦争の権利を互いに認め合う主権国家どうしが均衡していた国際秩序、つまりもう還っては来ないヨーロッパ公法への郷愁を滲ませているようだ。

翻って、18世紀に生きたルソーは、国家間に残る自然状態つまり戦争状態を、各国の主権を尊重しつつ秩序ある平和な社会状態に転換していくこ

とを、私たちに勧める。『エミール』第5篇では、「我々は社会制度において、し過ぎたか、し足りないかのいずれかではないのか」(OC, IV, p. 848, 全集7巻333頁)、『戦争法の諸原理』でも「我々は余りにたくさんやり過ぎたか、もしくは余りに僅かしかやらなかったかのどちらかである」(P-E, p. 70, 戦争/平和論, 51頁)と述べる。もはや全くの自然状態に戻れないのならば、人民が主権をもつ共和国の設立で満足することなく、国家間の連合へと進んで行くより外に平和への道はないのではないだろうか。そのとき、ルソーは、まやかしだとして理念を捨てろとは言わない。自由や人民主権を理想や口実にとどめず、私たちが生活している土地にしっかりと定着させ、それを広げていくことこそが、最終的に平和実現に繋がるというのである。先にも引用したように、ルソーは「市民になってから、人間になる」と教える。シュミットとルソーの共通点はただ1つ、ラウムの重要性に気づいていたことである。それ以外は異なる。

ルソーの場合、正戦論に与して、人類の超越的普遍的理念によって国家主権を外在的に制約しようとするわけではない。しかし、彼にとり、各国が共通の幸福を求める人民の一般意志に促されて、国家どうしの合意として戦争を違法化することは、国家が自らの意志として内在的に主権を制限するもので受け入れられる。そして、ルソーは、同盟や国家連合を成立させる条件として、社会契約が可能とする内なる抑圧や隷従を排除した新しい市民社会が、すべての国に、そして国を越えてつくられることを求めている。『戦争法の諸原理』では、「人々から奪われた独立は社会の中に避難する。そしてこの大きな団体(諸社会のこと—訳者)はそれ自身の衝動に身を任せている」(P-E, p. 76, 戦争/平和論, 60頁)と言う。つまり、もしも、人々の誰からも支配されず自分の主人でありたいとする願望が押しとどめられるならば、人々は自らを国家と一体視して、独立への願望を、自国を他国よりも優越させようとする衝動に変質させていくと、ルソーは言う。

さて、現代、戦争法や国家連合と名付けられるものは存在するようになった。しかし、依然として、国家は固有の傾向性にしたがい行動している。ルソーは、平和を願う人民が主権者となって国家を統御するようになり、そのような国家どうしの合意の上に、戦争が確実に制限され防止される日が来ることを望んでいるのである。

## 註

欧文テキストの邦訳引用は既訳を参考にしたが、筆者の責任で改訳した箇所がある。ルソーの著作の引用元については、本文中に入れ、次のように略記した。

P-E : J.-J. Rousseau, *Principes du droit de la guerre. Écrits sur la paix perpétuelle* (Éd. Bruno Bernardi et Gabriella Silvestrini), Paris, Vrin, 2008.

同書の邦訳として、

戦争 / 平和論 : 永見文夫・三浦信孝訳『ルソーの戦争 / 平和論—「戦争法の諸原理」と「永久平和論抜粋・批判」—』勁草書房, 2020年。

上記以外のルソーの著作については、

OC : J.-J. Rousseau, *Œuvres complètes*, Bibliothèque de la Pléiade, Gallimard, 5 volumes, 1959-95.

全集 : 『ルソー全集』白水社, 全14巻, 1979-84年。

- 1) ルソー没後、原稿は解体されてヌーシャテルとジュネーヴに保管されていたが、今世紀初めB. ベルナルディとG. シルヴェストリーニらにより修復された。2008年、その経緯と成果は、詳しい解説を付せられて前掲書として刊行された。
- 2) ルソーは、晩年の師をよく知るデュパン夫人の依頼がきっかけとなり、師の甥サンピエール伯爵から遺稿を預託されて『抜粋』を書き上げ、1761年公刊した。『批判』は、ルソー死後に完成した『ルソー全集』(1780-89年刊, 全17巻)に収められた。
- 3) 高橋宏幸訳『キケロー選集9』「義務について」岩波書店, 1999年, 147-148頁。
- 4) カント, 中山元訳『永遠平和のために』光文社古典新訳文庫, 2006年, 156-157頁。

- 5) アウグスティヌス『神の国』, 第19巻第7章「言語の相違と戦争の悲惨」。
- 6) アウグスティヌスの議論は, キケローの次の言葉を踏まえている。「不正には2種類あって, 1つは不正を加える人々に属する不正, もう1つは不正を加える人々からこの不正を斥けることができるのに, そうしないでいる人々に属する不正である」(キケロー前掲書, 140頁)。キケローにとって, 後者の不正に陥らないために, 隣人に不正を加える人々と戦うのは義務となる。
- 7) アウグスティヌス『自由意志論』, 第1巻第5章「法律はすべて正しいか, 人間の法と神の法について」。
- 8) 18世紀半ば, ヴァッテルは『万民法』の中で, 自然法による正戦の存在を認めた。しかし同時に, 国家が平等独立であるならば, 戦争において当事国双方が正当理由を主張し合うとき, いずれも相手に対する判定者たりえない以上, 双方とも合法的であることを認めなければならないと主張した。
- 9) 本文中のサンピエール2著の邦訳として次のものがある。サンピエール, 本田裕志訳『永久平和論1, 2』(近代社会思想コレクション) 京都大学学術出版会, 2013年。
- 10) B. Bernardi, *Rousseau et l'Europe : sur l'idée de société civile européenne*, dans P-E, p. 296, 戦争 / 平和論, 338頁。
- 11) *Ibid.*, p. 330, 前掲書, 373頁。
- 12) カント, 前掲書, 164頁。
- 13) カントによれば, 立法権と統治権が分離されていない専制体制では, 統治者にとって都合がよい法律がつくられ, 統治者はその法律を私的な意志にしたがって適用したりしなかったりすることになる(前掲書, 170-174頁)。2つの体制の戦争に対する見方の違いについて, カントは次のように分かりやすく説明する。共和的な体制では, 「国民は戦争を始めた場合に自らに降りかかってくる虞のあるすべての事柄について決断しなければならない。自ら兵士として戦わなければならないし, 戦争の経費を自分の資産から支払わねばならないし, 戦争が残す惨禍を償わねばならない」(前掲書, 169頁)。これに対し, 専制的な体制では, 「戦争は世界の日常茶飯事の1つとなる。それは国家の元首が国家の一員ではなく, 国家の所有者だからである。戦争を始めたところで, 元首は食卓での楽しみも, 狩猟のような娯楽も, 離宮の建造や祝典のような贅沢も, 戦争のためにごくわずかでも損ねられることはないのである。だから元首は戦争を一種の娯楽のように考え, それほど重要でない原因で開戦を決意するのである」

(前掲書, 169-170頁)。戦争は、共和政体では人民にとって自分ごとであったのに対して、専制政体では君主にとって他人ごとなのである。

- 14) カント, 前掲書, 175頁。
- 15) とくにゲルマン連合について, ルソーの評価は高い。ゲルマン連合は, 「この帝国の体制 constitution には欠陥もあるが, それにもかかわらず, その体制が存続する限り, ヨーロッパの均衡は破られることは絶対になく, どんな専制君主でも他の専制君主によって王座を奪われる心配はなく, ウェストファリア条約がわれわれの間ではおそらく永久に政治制度の基礎となることは確かである。それ故, ドイツ人がかくも丹念に研究している公法 le droit public は, ドイツ人がそう思うよりもはるかに重要なもので, 単にゲルマン公法であるばかりではなく, ヨーロッパ全体の公法でもあるのだ」(P-E, pp. 96-97, 戦争 / 平和論, 79頁)。
- 16) 公法は, 現代では国際法と呼ばれる。カール・シュミットによれば, ヨーロッパ公法は最後の「大地のノモス」, つまりヨーロッパという特定の土地の取得・配分から生まれた法であった(シュミット, 新田邦夫訳『大地のノモス(上)―ヨーロッパ公法という国際法における―』, 第1部第4章「ノモスという言葉の意味について」福村出版, 1976年)。シュミットも引用するように, カントは『人倫の形而上学』「法論」第1部「私法」§16で, 「すべての人間がもつ全地球上の土地の総体的占有」を承認した上で, 「土地に関して各人に私のものと汝のものとを配分する法」があるとする。これこそがノモス nomos の始原である。
- 17) 軍事目標攻撃に際して, 意図せざる結果として民間人の巻き添え死が起こってしまったと釈明されることがある。これは, ある行為が悪い結果をもたらすとしても, 意図した善い結果の意図せざる副産物ならば免責されうるといふ, トマスの「二重結果説」の拡大・援用である。しかし, 現実にはほとんどの場合, 非戦闘員の死傷者のほうが圧倒的に多いのであり, やはり未必の故意であると言わざるをえない。
- 18) シュミット, 前掲書, 41頁。
- 19) シュミットが, 前掲書29頁以下で取り上げる概念である。カテコン τὸ κατέχον という言葉は, もともと『テサロニケの信徒への手紙二』第2章でパウロが, アンチキリストの出現と世界の終末を「抑えるもの」という意味で用いていた。シュミットはこれを承けて, 中世のキリスト教の帝国(神聖ローマ帝国)に歴史的な力として機能したカテコンを見るのである。